

## 平成28年度農業労務賃金の改定について

農業委員会では、農作業の賃金を決める目安として、毎年3月に農業労務標準賃金を設定しておりますが、今年度の賃金等につきまして、下記のとおり設定しましたのでお知らせいたします。

なお、農業労務標準賃金につきましては、北海道の最低賃金の改定に合わせ農業委員会の総会で、町の賃金の実態を考慮して設定しておりますが、これはあくまでも標準的な目安となるものであり、詳細につきましては当事者間での話し合いによって決定していただくこととなりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

### 【平成28年度農業労務賃金協定標準表】

#### 田・畑作業

区 分	労働時間	賃 金	食 事	備 考
<b>稲 作 一 般</b>	8時間	6,120円	昼食持参	休憩 昼食時 1時間 休息 午前・午後 各30分
田 植 え	//	//		
水 田 除 草	//	//		
苗 取 り	//	//		
稲 刈 り	//	//		
<b>畑 作 一 般</b>	//	//		
<b>一般男子出面</b>	//	9,600円		

(1) 1時間当たり単価

1)パート（稲作一般・田植え・水田除草・苗取り・稲刈り・畑作一般）：765円

2)パート（一般男子出面）：1,200円

(2) 労働時間の例 7:00~12:00（休憩30分）

12:00~13:00（休憩1時間）

13:00~17:00（休憩30分）

※これらを超える労働時間については、1時間あたりの賃金が加算されます。